

第9回山都町農業委員会
総 会 議 事 録

令和7年12月10日

令和7年度第9回 山都町農業委員会総会

日 時 令和7年12月10日(水) 午後2時00分開会

場 所 清和支所(旧議場)

招集者 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

議事日程 第1 会議録署名委員の指名 4番 後藤 委員・5番 芹口 委員

第2

報告第14号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議案第39号 農地法第3条による許可申請について 4件

議案第40号 農地法第4条による許可申請について 6件

議案第41号 農地法第5条による許可申請について 6件

議案第42号 令和7年度第9号農用地利用集積等促進計画について

議案第43号 令和7年度第9号農用地利用集積等促進計画について
(所有権移転)

出席委員 山本 勝洋、門岡 和美、佐藤 幸代、後藤 康喜、芹口 昭浩、
【17名】 飯星 房雄、玉目 秀二、小崎 芳雄、興梠 辰也、菊池 吉之、
本田 惠藏、山下 照、高森 正、下山 久義、
下田 孝文、木村 幸則、西山 常雄

欠席委員
【2名】 松川 陽一、西田 毅

出席職員
【2名】 興梠宏幸、藤山真悟

欠席職員
【1名】 松本 文孝

事務局長 皆さん、こんにちは、
(代理 《 前段の挨拶及び報告》
興梶係長) 本日の委員出席は、17名です。
山都町農業委員会会議規則第7条の規定の過半数を超えており、本委員会は成立します。なお、事務局は2名の出席です。

事務局長 それでは、会議を始めます。開会を 門岡職務代理者にお願いします。

職務代理者 皆さん、こんにちは、《 前段の挨拶。》
挨拶 それでは、令和7年度第9回山都町農業委員会の総会を始めます。

事務局長 続きまして、山本会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長挨拶 《 会長より挨拶を述べる 》

事務局長 これから議事に入ります。会議規則第4条により議事進行を山本会長にお願いします。

会長（以下 それでは、日程第1、会議録署名委員の指名です。
「議長」） 本日は、4番 後藤 委員・ 5番 芹口 委員 宜しく申し上げます。

議長 日程第2、議案の審議に入ります。
報告第14号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
下記記載の農地について、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。

令和7年12月10日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

事務局から説明をお願いいたします。

事務局 報告第14号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明いたします。
今回は5件の届け出がっており、時効による所有権移転が2件、相続による所有権移転3件です。
詳細は、議案書のとおりです。
以上、報告いたします。

議長

はい、説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

《 質疑なしの声あり 》

はい、質疑はないようでございますので、報告を終わります。

続きまして、

議案第39号 農地法第3条による許可申請について

下記記載の農地について、農地法第3条第1項の規定に基づき許可申請があったので、許可の決定について承認を求めます。

令和7年12月10日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

それでは、1番の説明をして頂きます。

1番の説明を 2番 門岡 委員お願いします。

門岡委員

議案39号1番の説明をします。

贈与による所有権移転の案件です。

譲受人は農業を営む個人で、山都町・・・地区の田合計・・・㎡の贈与による所有権移転の案件です。

判断の理由

譲受人の主な経営は水稻です。

譲渡人は高齢のため農地の管理が困難となり農業経営を縮小する意向がありました。譲渡人は申請地について後継者である譲受人と相談し、双方の間で贈与による所有権移転の話が決まったため申請されました。

申請地は今後譲受人が水稻を耕作される予定で、農地を適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。

以下調査書の通りです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長

はい、1番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

17番 木村 委員。

木村委員

この譲受人と譲渡人は親子ですか。

門岡委員

はい、そうです。

木村委員 親子で相続ではなくて、贈与による所有権移転ですか。

事務局 はい、贈与による所有権移転で生前贈与です。

議長 17番木村委員よろしいでしょうか。

木村委員 はい。

議長 他に質疑ございませんか。

《 質疑なしの声あり 》

はい、質疑はないようでございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして2番の説明を11番 本田 委員お願いします。

本田委員 2番の説明をします。

所有権移転の案件です。

譲受人は農業を営む個人で、山都町・・・地区の田・畑合計・・・㎡の贈与による所有権移転の案件です。

判断の理由

譲受人の主な経営は水稻・ブラックベリーです。

譲渡人は県外在住のため農地の管理が困難となり農業経営を縮小する意向がありました。申請地について譲受人と相談し、双方の間で贈与による所有権移転の話が決まったため申請されました。

申請地は今後譲受人が水稻・ブラックベリーを耕作される予定で、農地を適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。

以下調査書の通りです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長 はい、2番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

《 質疑なしの声あり 》

はい、質疑はないようでございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして3番の説明を5番 芹口 委員お願いします。

芹口委員 3番の説明をします。
所有権移転の案件です。
譲受人は農業を営む個人で、山都町・・・地区の畑合計・・・㎡の売買による所有権移転の案件です。
判断の理由
譲受人の主な経営は栗・野菜です。
譲渡人は申請地について譲受人と相談し、双方の間で売買による所有権移転の話が決まったため申請されました。
申請地は今後譲受人が栗を耕作される予定で、農地を適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。
以下調査書の通りです。
以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長 はい、3番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
はい、17番 木村委員。

木村委員 譲受人の経営の面積が記載されていないのですが。

事務局 譲受人の方は新規就農者で、営農計画書を添付していますのでそちらに記載されています。

議長 17番 木村委員よろしいでしょうか。

木村委員 はい。

議長 他に質疑ございませんか。
《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございます。
異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして4番の説明を10番 菊池 委員 お願いします。

菊池委員 4番の説明をします。
賃借権設定の案件です。
借受人は農業を営む個人で、山都町・・・の畑合計・・・㎡の2年間の賃借権設定の案件です。

菊池委員 判断の理由
受人の主な経営は茶です。
貸付人は申請地について借受人と相談し、双方の間で2年間の
賃借権設定の話が決まったため申請されました。
申請地は借受人が茶を耕作される予定で、農地を適切に管理・耕作され、効率的
に利用されることが見込まれます。
以下調査書の通りです。
以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申
請は妥当であると考えます。

議長 はい、4番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
はい、13番 高森委員。

高森委員 2年間の賃借権設定とありますが、元々この農地には茶が植えてあったのです
か。

事務局 はい、以前からこちらで茶を耕作されており、更新の案件で注積されているの
ですけど、・・・の・・・㎡農地は若干縮小して貸出をされます。その他の農
地も土地の面積を縮小して貸出される案件となります。

議長 13番 高森委員よろしいでしょうか。

高森委員 はい。

議長 他に質疑ございませんか。
《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございます。
異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして、
議案第40号 農地法第4条による許可申請について
下記記載の農地について、農地法第4条第1項の規定に基づき許可申請があっ
たので、許可の決定について承認を求める。

令和7年12月10日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

議長 それでは、1番の説明をして頂きます。
 1番の説明を 3番 佐藤委員お願いします。

佐藤委員 1番の説明をします。
 転用案件の説明を致します。
 転用者は町内に居住する個人で、所有する山都町・・・の畑・・・㎡
 を植林して山林に転用する案件です。
 別添の土地利用計画図もご覧ください。
 農地区分は、中山間地域の基盤整備等の対象となっていない10ha未満の農
 地であり、第2種農地と判断されます。
 事業内容はスギを320本植林するもので植林の規模も山都町森林整備計画
 の観点からも妥当と思われます。
 申請地は本年2月に農地法第3条に基づく交換にて取得された農地です。
 ピーマンの栽培を行うため整備を行う計画でしたが、復旧に大規模な作業が必
 要となることが判明し、費用面から復旧を断念しました。
 土地所有者は高齢で、農業の後継者もおらず、今後農地として管理していくこ
 とが困難であることから荒廃防止のために止む無くスギを植林し山林として
 管理するものです。
 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、隣接農地は存在しま
 すが日照、通風・耕作等への影響はありません。
 排水は雨水の自然浸透による排水を行います。
 区長からの同意書も提出されており問題はないと思われます。
 以上、ご審議の方よろしくお願いいたします。

議長 はい、1番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
 はい、16番 下田委員。

下田委員 今年の2月に取得した農地で復旧に大規模な整備が必要とありますが、災害等
 あったのですか。

佐藤委員 災害ではなく、今まで畑として耕作しておらず重機を使い基盤整備をしたが、
 畑にするのが困難な為植林し山林とするという事です。

議長 16番 下田委員よろしいでしょうか。

下田委員 はい。

議長 他に質疑ございませんか。

議長

《 質疑なしの声あり 》

はい、質疑はないようでございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして2番の説明を5番 芹口 委員お願いします。

芹口委員

転用案件の説明をいたします。

転用者は町内に居住する個人で、所有する山都町・・・の田・・・筆
合計・・・㎡を植林して山林に転用した案件です。

現地はすでに植林された樹木が成長しており追認案件となります。

令和2年3月に、農地法の理解の不足により植林を行ったため、深く反省する
旨の始末書が添付されています。

別添の土地利用計画図もご覧ください。

農地区分は、中山間地域の基盤整備等の対象となっていない10ha未満の農
地であり、第2種農地と判断されます。

事業内容はスギを900本程度植林するもので植林の規模も山都町森林整備
計画からの観点からも妥当と思われる。

申請地は地形等生産条件が悪く、借り手もいなかった土地です。

両申請地は周囲を山林・原野等に囲まれ、鳥獣害の被害など農地を管理してい
くことが困難であり、申請者も高齢であり農業の後継者もないことから荒廃
防止のために止む無く植林しています。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、隣接農地は存在しな
いため日照、通風・耕作等への影響はありません。

排水も雨水のみの自然浸透で、区長からの同意書も提出されており問題はない
と思われ。

なお、申請面積が3,000㎡を超えているため、山都町農業委員会総会での
許可相当の判断が出た後に、県の常設審議委員会にかけることとなります。

以上、ご審議の方よろしくお願いたします。

議長

はい、2番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

《 質疑なしの声あり 》

はい、質疑はないようでございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

議長

続きまして3番の説明を8番 小崎 委員お願いします。

小崎委員 転用案件の説明を致します。
転用者は町内に居住する個人で、所有する山都町・・・の畑・・・筆
合計・・・㎡を植林して山林に転用する案件です。
別添の土地利用計画図もご覧ください。
農地区分は、中山間地域の基盤整備等の対象となっていない10ha未満の農
地であり、第2種農地と判断されます。
事業内容はクヌギ 500本を植林するもので植林の規模も山都町森林整備
計画の観点からも妥当と思われます。
申請地はかつて茶が栽培されていましたが、現在は維持管理のみされている状
況です。また、周囲を山林・原野に囲まれ、鳥獣害も多いなど利用条件が悪い
ことから借り手、買い手も見つかりません。転用者は高齢となり、農業後継者
もなく今後農地として管理していくことが困難であることから荒廃防止のため
に止む無くスギを植林し山林として管理するものです。
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、隣接農地は存在しま
すが日照、通風・耕作等への影響はありません。
排水は雨水の自然浸透および南東側への傾斜による排水を行います。
区長からの同意書も提出されており問題はないと思われます。

以上、ご審議の方よろしくお願ひいたします。

議長 はい、3番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
はい、16番 下田委員。

下田委員 今まで山林申請の転用案件で高齢によりとありましたが、熊本県では何歳位か
らを高齢というのですか。

事務局 過去の申請者の年齢ですが今はちょっと確認出来ませんが、今回の転用案件の
申請者の年齢は1番の案件の方は70代、2番の案件の方は80代、3番の案
件の方は立合いに来られなかったのですが70代です。

議長 次回から申請に来られた時に年齢を確認するようにいたします。
16番 下田委員よろしいでしょうか。

小崎委員 はい。

議長 他に質疑ございませんか
はい、質疑はないようでございます。
異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

議長 続きまして4番の説明を8番 小崎 委員お願いします。

小崎委員 転用案件の説明をいたします。
転用者は町内に居住する個人2名で、山都町・・・の畑・・・筆
合計・・・㎡を植林して山林に転用する案件です。
別添の土地利用計画図もご覧ください。
計画図は申請地間が離れているため3枚あります。
農地区分は、中山間地域の基盤整備等の対象となっていない10ha未満の農
地であり、第2種農地と判断されます。
事業内容は申請地①から③へスギ3700本及びクヌギ350本、申請地④へ
スギ250本、申請地⑤から⑨へスギ1300本及びクヌギ150本を植林す
るもので植林の規模も山都町森林整備計画からの観点からも妥当と思われま
す。
申請地は家族間による連名所有の農地で以前茶及び牧草が栽培されていた農
地で生産条件が悪く、借り手もいなかった土地です。
申請者は高齢で農業の後継者もいないため、今後農地として管理していくこ
とが困難であり、荒廃防止のため植林し山林として管理を行っていくため今回の
申請に至りました。
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、隣接農地は存在しま
すが日照、通風・耕作等への影響はありません。
排水も雨水のみの自然浸透で、区長からの同意書も提出されており問題はない
と思われます。
なお、申請面積が3,000㎡を超えているため、山都町農業委員会総会での
許可相当の判断が出た後に、県の常設審議委員会にかけることとなります。

以上、ご審議の方よろしく願いいたします。

議長 はい、4番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようございます。
異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして5番の説明を8番 小崎 委員お願いします。

小崎委員 転用案件の説明を致します。
転用者は町内に居住する個人で、所有する山都町・・・の畑・・・筆
合計・・・㎡を植林して山林に転用する案件です。

小崎委員

別添の土地利用計画図もご覧ください。

農地区分は、中山間地域の基盤整備等の対象となっていない10ha未満の農地であり、第2種農地と判断されます。

事業内容はスギを640本植林するもので植林の規模も山都町森林整備計画の観点からも妥当と思われる。

申請地は周囲を山林・原野に囲まれ、鳥獣害も多いなど利用条件が悪いことから借り手、買い手も見つかりません。農地として管理していくことが困難であることから荒廃防止のために止む無くスギを植林し山林として管理するものです。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、隣接農地は存在しますが日照、通風・耕作等への影響はありません。

排水も雨水のみの自然浸透で、区長からの同意書も提出されており問題はないと思われ。

なお、申請面積が3,000㎡を超えているため、山都町農業委員会総会での許可相当の判断が出た後に、県の常設審議委員会にかけることになります。

以上、ご審議の方よろしくお願いたします。

議長

はい、5番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

《 質疑なしの声あり 》

はい、質疑はないようございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして6番の説明を10番 菊池 委員お願いします。

菊池委員

転用案件の説明を致します。

転用者は山都町に居住する個人で、山都町・・・の畑・・・㎡を貸駐車場に転用した案件です。

現地はすでに貸駐車場に転用されており追認案件となります。

昭和55年5月に、農地法の理解の不足により貸駐車場に転用したため、深く反省する旨の始末書が添付されています。

別添の土地利用計画図もご覧ください。

農地区分は、中山間地域の基盤整備等の対象となっていない10ha未満の農地であり、第2種農地と判断されます。

申請地は国道265号に隣接する農地です。

土地所有者は昭和54年に本農地を取得しましたが現在に至るまで農業経営は行っておりません。当時の名義は家族間の3名による共有地で、当該土地を

菊池委員 有効に活用するため現所有者の亡兄が貸駐車場として整備を行い商工会へ貸していました。その後、他の共有者の死亡により相続が行われ単独所有者となり、今回当該地の売買を行おうとしたところ地目が農地であることが判明し今回の申請に至りました。
事業内容は敷地全体の・・・㎡をアスファルトで舗装し、普通自動車・・・台程度駐車可能な貸駐車場とするものです。
内訳は
露天駐車場及び転回スペース：・・・㎡
車庫①：・・・㎡
車庫②：・・・㎡
とするもので計画は妥当と思われます。
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、隣接農地は存在しますが日照・通風・耕作への影響はありません。
排水については傾斜により国道沿いの水路への排水を行います。区長からの同意書もあり、問題はないと思われます。
以上、ご審議の方よろしく願いいたします。

議長 はい、6番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
はい、17番 木村委員。

木村委員 駐車場にして支払ったとして、駐車場で何もしていないなら別ですが、貸付をして収益が発生している場合はどうなりますか。

議長 それは中山間地域等直接支払制度に関わってくるという事ですか。

木村委員 中山間地域等直接支払制度ではなく、放置しているだけなら問題はないと思いますが、整地をしてアスファルト舗装までして、貸駐車場に転用して収益が発生していて、以前同じような案件があったと思いますが、難しいのではないのでしょうか。

事務局 この案件は、中山間地域等直接支払制度には抵触しないので転用申請に影響は有りません。
農地を貸して収益があっても、県央広域本部からも特段の指摘も無く問題はないと思われます。

議長 17番 木村委員よろしいでしょうか。

木村委員 はい。

議長

他に質疑ございませんか。

《 質疑なしの声あり 》

はい、質疑はないようでございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして

議案第41号 農地法第5条による許可申請について

下記記載の農地について、農地法第5条第1項の規定に基づき許可申請があったので、許可の決定について承認を求める。

令和7年12月10日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

それでは、1番の説明をして頂きます。

1番の説明を 2番 門岡 委員お願いします。

門岡委員

1番の転用案件の説明を致します。

転用者は町内で建設業を営んでいる法人で、山都町・・・の田・・・㎡を資機材置場に転用する案件です。

農地区分は、中山間地域の基盤整備等の対象となっていない10ha未満の農地であり、第2種農地と判断されます。

申請地は転用者法人が土地所有者から借りている資材置き場に隣接しており米の耕作が行われておりました。この度、転用者法人の事業の拡大により、事業を行う資材や複数の重機・車両を置くスペースが不足しており利便性の良い土地を求めていたところ、所有者と利害が一致したため、今回の申請に至りました。

別添の土地利用計画図をご覧ください。

全面積・・・㎡の内、

重機等置き場 ・・・㎡

資材置場 ・・・㎡

駐車場 ・・・㎡

進入路 ・・・㎡

車両等転回スペース ・・・㎡

の配置になっており計画は妥当と思われま。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、隣接農地は存在しますが日照、通風・耕作等への影響はありません。

排水も雨水のみの自然浸透で、区長からの同意書も提出されており問題はない

門岡委員 と思われます。
以上、ご審議の方よろしく願いいたします。

議長 はい、1番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようございます。
異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして2番の説明を3番 佐藤 委員お願いします。

佐藤委員 2番の農地転用案件の説明をします。
転用者は町内に居住する個人で、山都町・・・の畑・・・㎡を植林して山林に転用する案件です。
別添の土地利用計画図もご覧ください。
農地区分は、中山間地域の基盤整備等の対象となっていない10ha未満の農地であり、第2種農地と判断されます。
事業内容は申請地全面へスギを1200本植林するもので植林の規模も山都町森林整備計画からの観点からも妥当と思われます。
申請地は周囲を山林・原野に囲まれて生産条件が悪く、借り手もいなかった土地です。土地所有者は高齢で農地として管理していくことが困難であり、荒廃防止のために植林して山林として管理していくため今回の申請に至りました。
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、隣接農地は存在しないため影響はありません。排水も雨水のみの自然浸透で、区長からの同意書も提出されており問題はないと思われます。
なお、申請面積が3,000㎡を超えているため、山都町農業委員会総会での許可相当の判断が出た後に、県の常設審議委員会にかけることとなります。
以上、ご審議の方よろしく願いいたします。

議長 はい、2番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようございます。
異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして3番の説明を5番 芹口 委員お願いします。

- 芹口委員 転用案件の説明を致します。
転用者は町外の太陽光発電事業を含む多種目の事業を行う法人で、山都町・・・の畑・・・筆・・・㎡を太陽光発電施設に転用し、地上権を設定する案件です。
農地区分は、中山間地域の基盤整備等の対象となっていない10ha未満の農地であり、第2種農地と判断されます。
申請地は、土地の借り手がおらず不耕作により雑草が繁茂している状況です。土地所有者は高齢で農業の後継者もいないことから農地の管理ができず、土地の有効利用を考えていたところ、太陽光発電用地を求めている転用者法人との間で利害の一致となったため今回の申請に至りました。
別添の土地利用計画図をご覧ください。
事業計画は敷地面積・・・㎡のうち、パネル設置面積：・・・㎡、点検通路等面積：・・・㎡の配置となっています。
太陽光パネルを・・・枚、合計出力・・・キロワットの同パネルを設置します。九州電力との契約発電設備出力は・・・キロワットとなっており、計画は妥当と思われるます。
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無では、隣接農地は存在しますが、日照、通風・耕作等への影響はありません。
排水は雨水の自然浸透のみで、地区の同意も得ており、問題はないと思われま
す。
以上、ご審議の方よろしくお願ひいたします。
- 議長 はい、3番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
はい、17番 木村 委員。
- 木村委員 土地所有者は高齢で農業の後継者もないとの事ですが、後を継がれる方は居られるのですか。
- 事務局 確認したところ土地所有者は70代後半で後継者は今のところそんなには居られません。
- 木村委員 後継者が今のところ居ない場合、契約書の内容や山林にした後の管理等はどうなりますか。
- 事務局 あらゆる契約も相続財産の一種になりますので相続人さんで財産の分割協議をされて、それぞれ報告されると思われま
す。
- 木村委員 相続人がいる場合は良いのですが、居ない場合はどうなりますか。

事務局 直系の相続人がいない場合は、兄弟姉妹が法定相続人になりますので、そちらの方で相続される可能性はあります。
この案件は転用者の法人が契約期間30年の間は管理されます。

木村委員 その30年後はどうなりますか。若いうちなら良いですが農地である限り責任があると思いますが。これから先こういう案件が増えてくると思うので考えていかなければならないと思います。

議長 農業委員会としては中々契約の内容まではタッチ出来ないのですが、お互いで取り決めされていると思いますが、先程事務局からあったように相続人等が出て来られると思うので話し合われると思います。
17番 木村 委員よろしいでしょうか。

木村委員 はい。

議長 他に質疑ございませんか。
《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございます。
異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして4番の説明を9番 興柁 委員お願いします。

興柁委員 4番の転用案件の説明を致します。
転用者は町外の太陽光発電事業を含む多種目の事業を行う法人で、山都町・・・の畑・・・筆・・・㎡を太陽光発電施設に転用し、地上権を設定する案件です。
農地区分は、中山間地域の基盤整備等の対象となっていない10ha未満の農地であり、第2種農地と判断されます。
申請地は、土地の借り手がおらず不耕作の状況です。
土地所有者は高齢により今後の土地の有効利用を考えていたところ、太陽光発電用地を求めている転用者法人との間で利害の一致となったため今回の申請に至りました。
別添の配置図兼排水計画図をご覧ください。
事業計画は敷地面積全体を転用します。
パネル設置面積：・・・㎡
法面・進入路その他面積：・・・㎡
の配置となっています。
太陽光パネルを・・・枚、合計出力・・・キロワットの同パネルを設置します。

興梠委員 九州電力との契約発電設備出力は・・・キロワットとなっており、計画は妥当と思われます。
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無では、隣接農地は存在しますが、日照、通風・耕作等への影響はありません。
排水は雨水の自然浸透のみで、地区の同意も得ており、問題はないと思われます。
以上、ご審議の方よろしくお願ひいたします。

議長 はい、4番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようございます。
異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして5番の説明を9番 興梠 委員願ひします。

興梠委員 5番の転用案件の説明を致します。
転用者は町外の太陽光発電事業を含む多種目の事業を行う法人で、山都町・・・の畑・・・筆・・・㎡を太陽光発電施設に転用し、地上権を設定する案件です。
農地区分は、中山間地域の基盤整備等の対象となっていない10ha未満の農地であり、第2種農地と判断されます。
申請地は、土地の借り手がおらず不耕作の状況です。
土地所有者は高齢により今後の土地の有効利用を考えていたところ、太陽光発電用地を求めている転用者法人との間で利害の一致となったため今回の申請に至りました。
別添の配置図兼排水計画図をご覧ください。
事業計画は敷地面積全体を転用します。
パネル設置面積：・・・㎡
法面・進入路その他面積：・・・㎡
の配置となっています。
太陽光パネルを・・・枚、合計出力・・・キロワットの同パネルを設置します。
九州電力との契約発電設備出力は・・・キロワットとなっており、計画は妥当と思われます。
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無では、隣接農地は存在しますが、日照、通風・耕作等への影響はありません。
排水は雨水の然浸透及び傾斜による南方へ排水を行います。
区長からの同意も得ており、問題はないと思われます。

興梠委員 以上、ご審議の方よろしくお願いたします。

議長 はい、5番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
はい、10番 菊池 委員。

菊池委員 写真を見る限り耕作はされていないようですが、畑を鋤いて何か作れるようになっていますが。

興梠委員 はい。耕作はされていませんが草切り等の整地はしてあります。

議長 10番 菊池委員よろしいでしょうか。

興梠委員 はい。

議長 他に質疑ございませんか。
《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございます。
異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

議長 続きまして6番の説明を12番 山下 委員願います。

山下委員 転用案件の説明を致します。
転用者は山都町に移住予定の町外に居住する個人で、
山都町・・・の畑・・・㎡を来客用駐車場に転用する案件です。
別添の土地利用計画図もご覧ください。
農地区分は、中山間地域の基盤整備等の対象となっていない10ha未満の農地であり、第2種農地と判断されます。
申請地は県道矢部阿蘇公園線に隣接する転用者名義の宅地に隣接した農地です。
申請地は形状が細長く現在は不耕作の状態です。
土地所有者は相続により本農地を取得しましたが農業経営は行っておりません。当該土地の有効活用を求めていたところ、転用者と利害が一致し、宅地・家屋と併せ売買を行おうとしたところ農地であることが判明し今回の申請に至りました。
事業内容は敷地の内、庭地を・・・㎡、・・・㎡を普通自動車・・・台程度駐車可能な来客用駐車場とし、・・・㎡をフェンス・生垣とするもので計画は妥当と思われま。

山下委員 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、隣接農地は存在しないため日照・通風・耕作への影響はありません。排水については雨水の自然浸透及び傾斜により県道沿いの水路への排水を行います。区長からの同意書もあり、問題はないと思われます。
以上、ご審議の方よろしくお願ひいたします。

はい、6番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
はい、16番 下田委員。

下田委員 転用した後に所有権移転される案件ですか。

事務局 今回は5条の案件になりますので、地目の変更と所有権の移転を同時に行いう案件となっています。流れとして地目の変更を先に行いその後売買による所有権の移転になるかと思ひます。

議長 16番 下田委員よろしいでしょうか。

下田委員 はい。

議長 他に質疑ございませんか。
はい、18番 西山委員

西田委員 以前業者と地域の方とトラブルが起こったことがあり、業者がかなり多く入って来ているが、何も問題があつたりしてはないのか

事務局 今回の案件は、個人対個人の所有権移転の案件です。当該土地の後ろを買われた方がそれと一緒に今回の当該土地を買おうとしたところ、農地だということが分り通常売買が出来ない為申請されました。

議長 受け人の方は所縁のある人ですか。

山下委員 いいえ。全く関係のない人です。熊本市内にお勤め方で今回の家と土地を買われたということです。

議長 18番 西山委員よろしいでしょうか。

はい。

西田委員 他に質疑ございませんか。

議長

《 質疑なしの声あり 》

はい、質疑はないようでございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして、

議案第42号 令和7年度第9号農用地利用集積等促進計画について
農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき別紙について意見を求める。

令和7年12月10日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第42号について説明致します。

熊本県農業公社を通した農地の貸し借りについての案件です。

今回55件上がっております。

案件数が多いため、受け手ごとに説明いたします。

申請番号1です。受け手は町内で農業を営む新規就農者で、経営作物はピーマン、サトイモです。

山都町・・・の畑、・・・筆、・・・㎡、

農地の出し手から農業公社および受け手に10年間の賃借権設定の新規案件になります。

申請番号2～3について、受け手は町内で農業を営む法人で、経営作物はサトイモ、トマトです。

山都町・・・および・・・の畑、・・・筆、・・・㎡、

農地の出し手から農業公社および受け手に5年間および10年間の賃借権設定の新規案件になります。

申請番号4です。受け手は町内で農業を営む個人で、経営作物は水稻、飼料作物です。

山都町・・・の畑、・・・筆、・・・㎡、

農地の出し手から農業公社および受け手に10年間の使用賃借権設定の新規案件になります。

事務局

申請番号5～7について、受け手は町内で農業を営む個人で、経営作物は飼料

作物です。

山都町・・・の田および畑、・・・筆、・・・㎡、

農地の出し手から農業公社および受け手に5年間の使用貸借権設定の再設定案件になります。

申請番号8～9について、受け手は町内で農業を営む個人で、経営作物は水稻、ピーマンです。

山都町・・・の田および畑、・・・筆、・・・㎡、

農地の出し手から農業公社および受け手に10年間の貸借権設定の再設定案件になります。

申請番号10です。受け手は町内で農業を営む個人で、経営作物は水稻、飼料作物です。

山都町・・・の田および畑、・・・筆、・・・㎡、

農地の出し手から農業公社および受け手に10年間の貸借権設定の再設定案件になります。

申請番号11～15について、受け手は町内で農業を営む個人で、経営作物はキャベツです。

山都町・・・の畑、・・・筆、・・・㎡、

農地の出し手から農業公社および受け手に5年間の貸借権設定の再設定案件になります。

申請番号16～22について、受け手は町内で農業を営む法人で、経営作物はサトイモ、コンニャクイモ、ソバです。

山都町・・・の畑、・・・筆、・・・㎡、

農地の出し手から農業公社および受け手に10年間の貸借権および使用貸借権設定の再設定案件になります。

申請番号23です。受け手は町内で農業を営む個人で、経営作物はキャベツ、水稻です。

山都町・・・の畑、・・・筆、・・・㎡、

農地の出し手から農業公社および受け手に5年間の貸借権設定の再設定案件になります。

申請番号24～38について、受け手は町内で農業を営む個人で、経営作物は飼料作物です。

山都町・・・の畑、・・・筆、・・・㎡、

事務局

農地の出し手から農業公社および受け手に5年間の賃借権および使用賃借権設定の再設定案件になります。

申請番号39～50について、受け手は町内で農業を営む個人で、経営作物はキャベツ、サトイモ、甘藷です。

山都町・・・の畑、・・・筆、・・・㎡、

農地の出し手から農業公社および受け手に5年間の賃借権および使用賃借権設定の再設定案件になります。

申請番号51です。受け手は町内で農業を営む法人で、経営作物はイチゴ、水稻です。

山都町・・・の田、・・・筆、・・・㎡、

農地の出し手から農業公社および受け手に5年間の賃借権設定の再設定案件になります。

申請番号52～55については、

農地の出し手から農業公社への貸付期間が10年、

農業公社から受け手への貸付期間が5年のように貸付期間が異なっているものについて、農業公社から受け手への貸付期間を更新する案件となります。

申請番号52です。

山都町・・・の畑、・・・㎡、

農業公社から受け手に5年間の賃借権設定の更新案件になります。

受け手の経営作物はサトイモ、水稻です。

申請番号53です。

山都町・・・の畑、・・・筆、・・・㎡、

農業公社から受け手に5年間の賃借権設定の更新案件になります。

受け手の経営作物はキャベツです。

申請番号54～55です。

山都町・・・の畑、・・・筆、・・・㎡、

農業公社から受け手に5年間の賃借権設定の更新案件になります。

受け手の経営作物はキャベツ、サトイモ、甘藷です。

以上です。

議長

はい、ただいま事務局より説明がありました。質疑に入りたいと思います。

はい、16番 下田委員

下田委員 51番の代表者は地元の方ですか。

事務局 代表者は地元ではなく山都町・・・にお住まいの方です。

木村委員 16番 下田委員よろしいでしょうか。

下田委員 はい。

議長 他に質疑ございませんか。

はい、17番 木村 委員

木村委員 会社関係等設置されて頑張られている方が多いと思いますが、業者名と代表者名がないと判断が難しいので非公開が良いので会社名。代表者名の一覧表を作ってもらおうと助かりますが。

事務局 会社関係の方だけで良いのですか。

木村委員 地元の法人の方から法人も地元の方ばかりではなく外から入って来られる法人も多いと聞きました。
案件を判断するのに、業者名と代表者名がないと難しいので非公開が良いので会社名。代表者名の一覧表を作ってもらえないか。

事務局 今回とこれから関わる案件の会社名、法人名、代表者名、代表者住所をリスト化して次回の総会の資料に添付したいと思います。

議長 17番 木村委員よろしいでしょうか。

木村委員 はい。

議長 他に質疑ございませんか。

《 質疑なしの声あり 》

はい、質疑はないようでございます。

議長 それでは、採決に入ります。議案第42号について、賛成の方は挙手を

お願いします。
(全員挙手)
はい、全員賛成です。

よって、議案第42号 令和7年度第9号農用地利用集積等促進計画について、令和7年12月10日に許可を決定致します。

続きまして

議案第43号 令和7年度第9号農用地利用集積等促進計画について
(所有権移転)
農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき別紙について意見を求める。

令和7年12月10日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第43号について説明します。
農地中間管理機構である熊本県農業公社を通じた売買による所有権移転関係です。
今回1件上がっております。
申請番号1です。
山都町・・・の畑、・・・㎡、熊本県農業公社から譲受人への売渡案件になります。
令和7年8月の総会にて承認されました農業公社の買入に伴う所有権移転登記が完了したため、今回の総会に諮るかたちとなりました。
譲受人の経営作物はニンジン、サトイモです。
以上です。

議長

はい、ただいま事務局より説明がありました。質疑に入りたいと思います。
《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございます。

議長 それでは、採決に入ります。議案第43号について、賛成の方は挙手をお願いします。
 (全員挙手)
 はい、全員賛成です。

よって、議案第43号 令和7年度第9号農用地利用集積等促進計画
(所有権移転) について、
令和7年12月10日に許可を決定致します。

以上で、議案はすべて終わりました。
進行を事務局にお返しします。

審議が終わりましたので、閉会を佐藤 副会長にお願いいたします。

佐藤副会長 皆様、大変お疲れさまでした。
 報告及び議案につきまして慎重審議頂きありがとうございました。
 これをもちまして、令和7年度第9回山都町農業委員会総会を閉会
 いたします。

この議事録は、書記が記録したものであるが、その内容に相違がないことを証し、ここに署名する。

山都町農業委員会会長

4番 後藤 委員

5番 芹口 委員